

第4章 子ども・若者の健康と安全

第1節 健康

1. 子どもの体格

(1) 幼児・児童・生徒の発育状況

令和6年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校における幼児、児童および生徒の身長、体重の県平均値を年齢別にみると、第4-1-1表のとおりとなっています。

第4-1-1表 年齢別・男女別身長・体重の県平均値と1歳上との格差

性別	学校	学年	年齢	身長(cm)		体重(kg)	
				平均値	1歳上との格差	平均値	1歳上との格差
男子	幼稚園		5歳	110.5	6.3	18.9	2.4
			6歳	116.8	5.8	21.3	2.6
	小学校	1年生	7歳	122.6	5.9	23.9	3.2
		2年生	8歳	128.5	6.1	27.1	3.8
		3年生	9歳	134.6	4.9	30.9	3.3
		4年生	10歳	139.5	6.4	34.2	4.3
		5年生	11歳	145.9	7.7	38.5	5.8
		6年生	12歳	153.6	7.2	44.3	5.1
	中学校	1年生	13歳	160.8	5.3	49.4	5.0
		2年生	14歳	166.1	2.8	54.4	4.5
		3年生	15歳	168.9	1.4	58.9	0.6
	高等学校	1年生	16歳	170.3	1.0	59.5	2.1
		2年生	17歳	171.3		61.6	
3年生							
女子	幼稚園		5歳	109.6	6.2	18.6	2.3
			6歳	115.8	5.9	20.9	2.6
	小学校	1年生	7歳	121.7	5.9	23.5	2.8
		2年生	8歳	127.6	6.3	26.3	3.6
		3年生	9歳	133.9	6.8	29.9	4.1
		4年生	10歳	140.7	7.3	34.0	5.7
		5年生	11歳	148.0	4.5	39.7	4.2
		6年生	12歳	152.5	2.9	43.9	3.4
	中学校	1年生	13歳	155.4	1.1	47.3	2.3
		2年生	14歳	156.5	0.9	49.6	0.2
		3年生	15歳	157.4	0.2	49.8	2.2
	高等学校	1年生	16歳	157.6	0.8	52.0	0.3
		2年生	17歳	158.4		52.3	
3年生							

(資料)滋賀県総合企画部統計課「令和6年度学校保健統計調査結果」より

(注)1. 年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢である。以下の各表について同じ。

2. 幼稚園には幼保連携型認定こども園、小学校には義務教育学校の第1～6学年、中学校には中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の第7～9学年、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。以下の各表において同じ。

ア 身長

男子の各年齢間の身長差は、11歳と12歳の間が7.7cmと最も大きく、16歳と17歳の間が1.0cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の身長差は、10歳と11歳の間が7.3cmと最も大きく、15歳と16歳の間が0.2cmと最も小さくなっています。

イ 体重

男子の各年齢間の体重差は、11歳と12歳の間が5.8kgと最も大きく、15歳と16歳の間が0.6kgと最も小さくなっています。

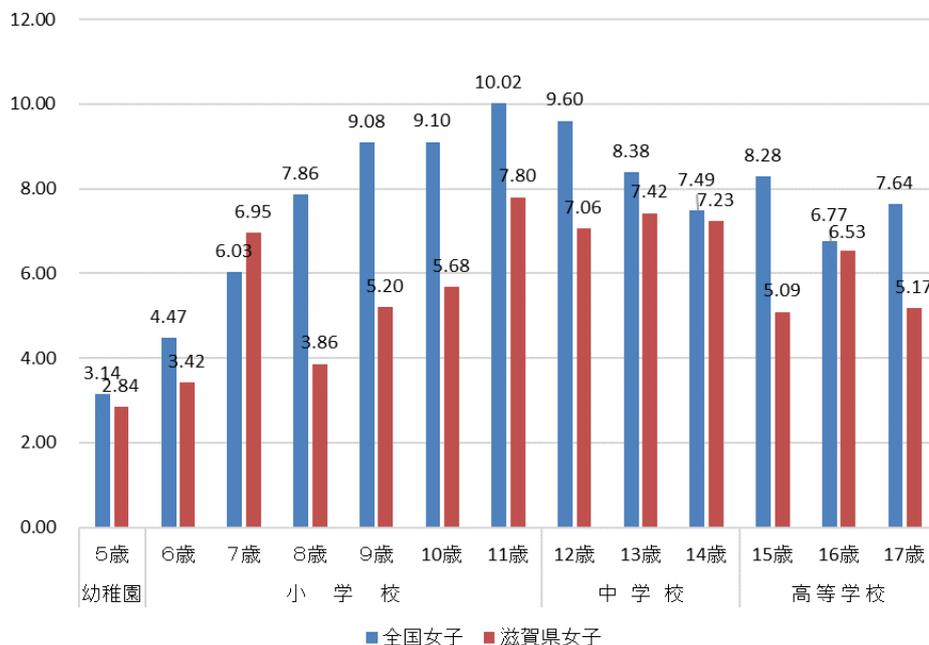
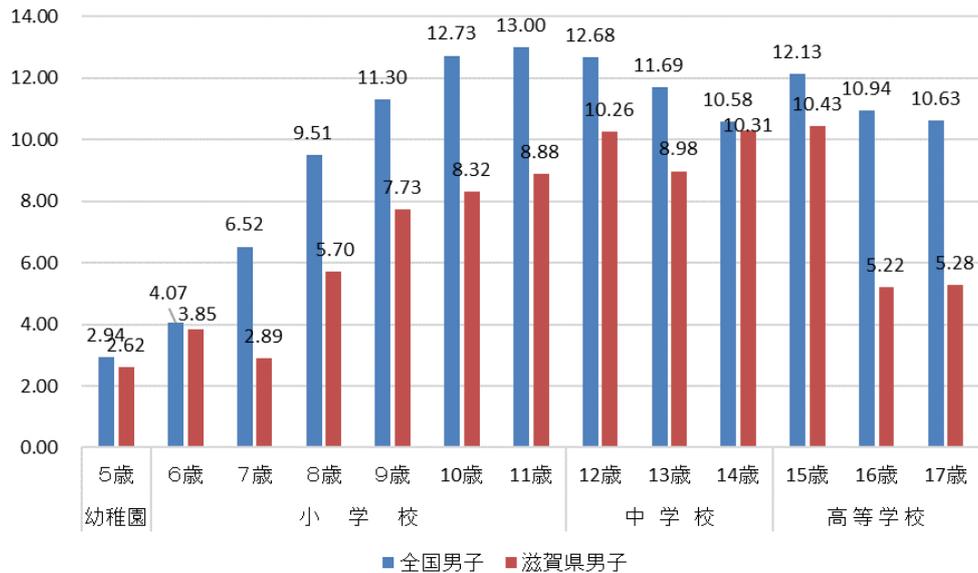
また、女子の各年齢間の体重差は10歳と11歳の間が5.7kgと最も大きく、14歳と15歳の間が0.2kgと最も小さくなっています。

2. 肥満・やせの状況

男子は15歳が10.43%と最も高く、5歳が2.62%と最も低くなっています。女子は11歳が7.80%と最も高く、5歳が2.84%と最も低くなっています。

全国平均値と比較すると、男子は5～17歳全ての年齢で全国平均値より下回っています。女子は7歳を除く各年齢で全国平均値より下回っています。

第4-1-2図 年齢別肥満傾向児の出現率〔令和6年度〕



(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。

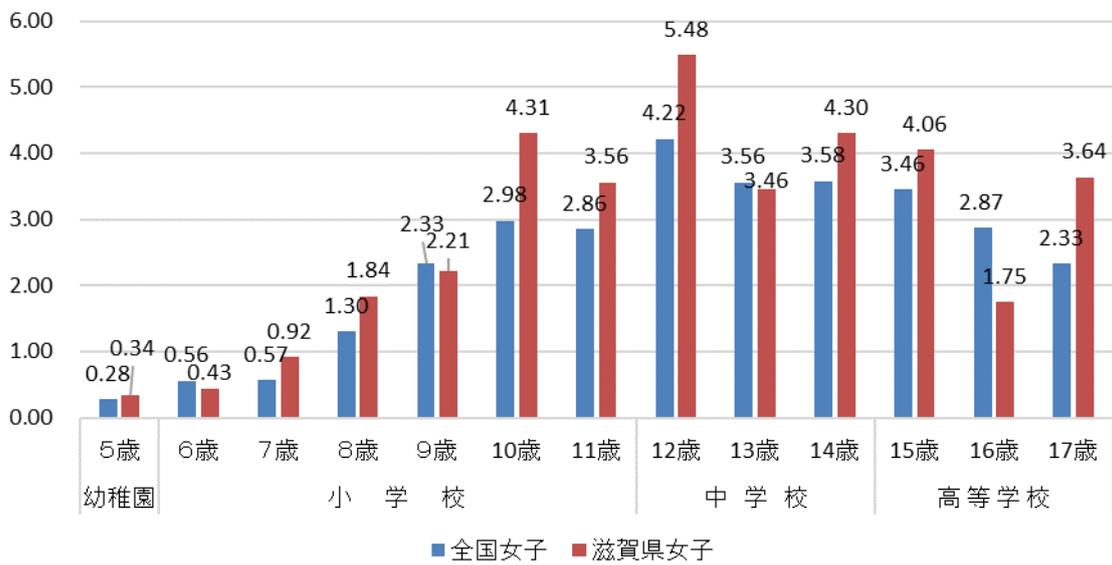
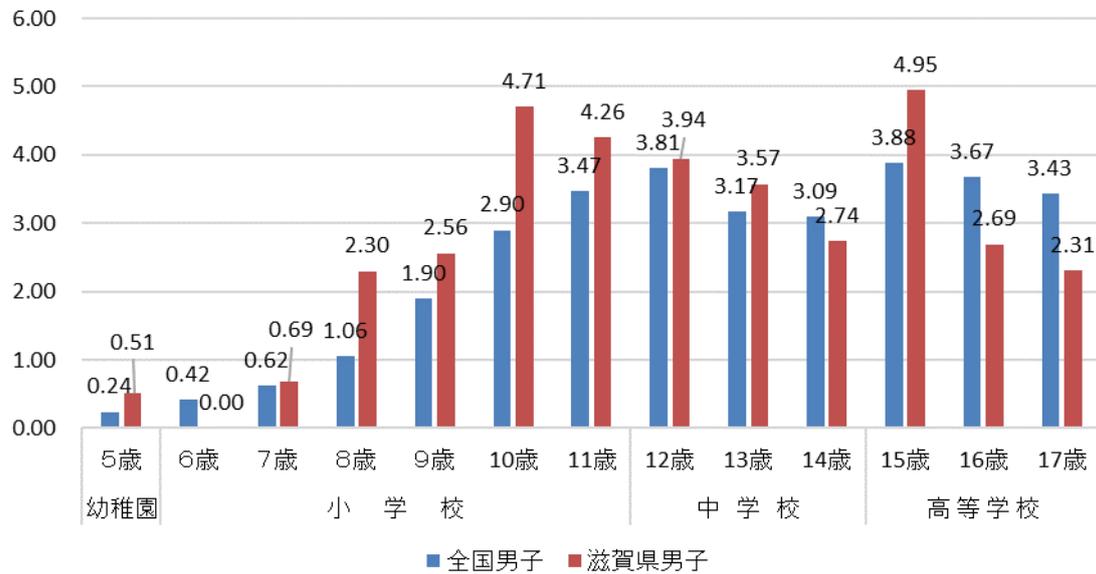
肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

(資料)滋賀県総合企画部統計課「令和6年度 学校保健統計確報」

瘦身傾向児の出現率を年齢別にみると、男子は15歳が4.95%と最も高く、5歳が0.51%と最も低くなっています。女子は12歳が5.48%と最も高く、5歳が0.34%と最も低くなっています。

全国平均値と比較すると、男子は14歳および16～17歳で、女子は6歳、9歳、13歳および16歳で全国平均値を下回っています。

第4-1-3図 年齢別瘦身傾向児の出現率〔令和6年度〕



(注) 瘦身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以上の者である。
 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

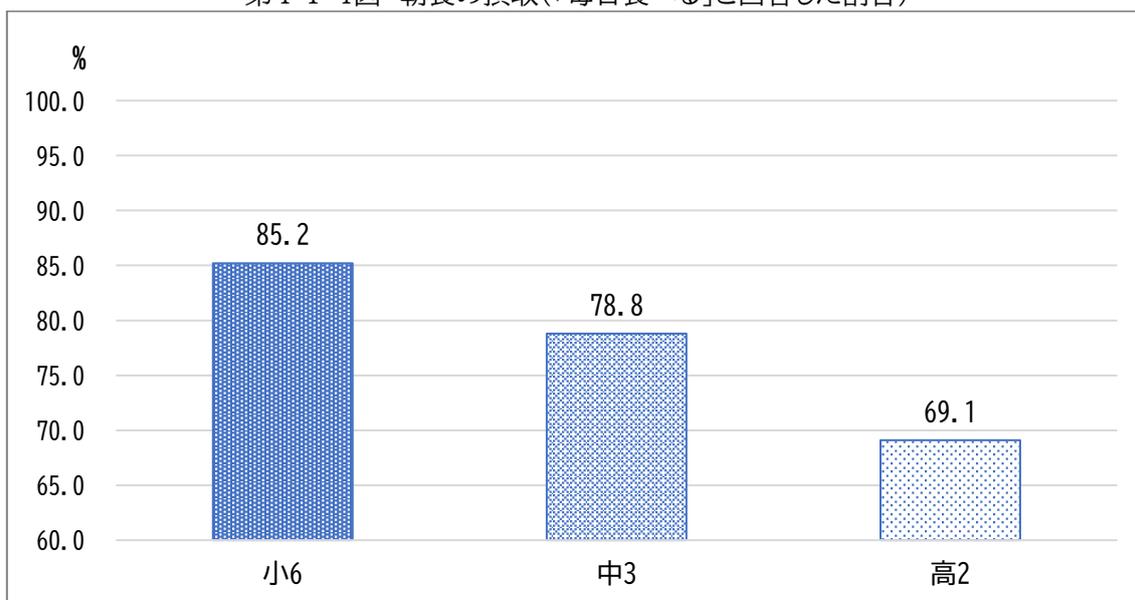
(資料) 滋賀県総合企画部統計課 「令和6年度 学校保健統計確報」

3. 朝食の摂取

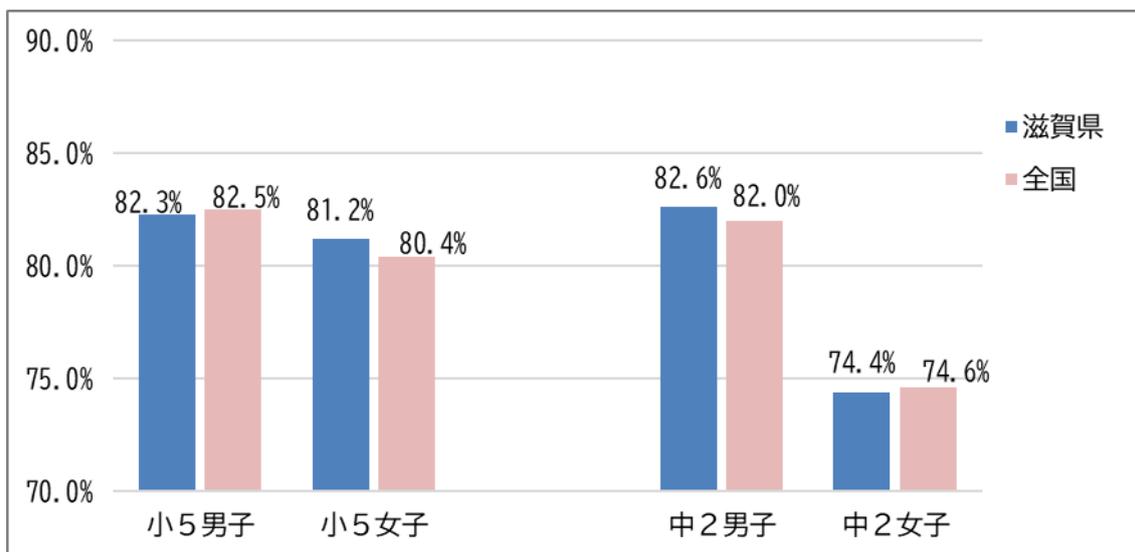
令和7年度の朝食の摂取状況(毎朝食べると回答した割合)を見ると、小学校6年生が85.2%、中学校3年生が78.8%、高校2年生が69.1%となっています。

文部科学省が実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査(児童生徒質問)の集計結果によると、小学校5年生女子および中学校2年生男子において、全国平均値より高くなっています。

第4-1-4図 朝食の摂取(「毎日食べる」と回答した割合)



(資料)小6・中3 文部科学省「令和7年度全国学力・学習状況調査」より
高2 滋賀県教育委員会事務局保健体育課「令和7年度児童生徒の朝食摂取状況調査」より



(資料)文部科学省「令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より

第2節 災害・事故

1. 交通事故

(1) 年齢別発生状況

令和6年中の子ども(中学生以下)の死者はなく、傷者数は211人で、前年と比べて死者数は1人減少、傷者数は21人減少(減少率9.1%)しています。

高校生の死者数は1人、傷者数は131人で、前年と比べて死者数は1人減少、傷者数は7人増加(増加率5.6%)しています。

0～24歳の年齢層では、死者数は4人で前年と比べて2人減少、傷者数は773人で28人増加(増加率3.8%)しています。

第4-2-1表 子ども・若者の交通事故(人の死傷を伴う事故)の推移

		単位(人)														
		55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	22年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
死	幼児・園児	9	4	2	4	1	1	1		1	4	1			1	
	小学生	5	2		1						1	1				
	中学生		1	1		1	1		1							
	高校生	6	4	4	4	4	2		1		1	2		1	2	1
	者	0～19歳	33	30	26	25	11	13	2	4	2	7	6	1	2	3
	20～24歳	11	24	21	23	20	14	6	1	1	3	6	2	1	3	2
傷	幼児・園児	383	297	210	264	288	321	219	78	83	75	39	43	63	54	35
	小学生	441	369	332	381	363	491	409	190	143	124	81	91	122	101	104
	中学生	106	169	173	175	221	243	271	149	116	103	63	78	84	77	72
	高校生	250	299	304	347	435	380	367	174	164	131	103	101	96	124	131
	者	0～19歳	1,633	1,910	1,829	1,894	2,134	2,144	1,759	794	686	581	408	412	469	462
	20～24歳	743	1,129	1,374	1,861	2,119	1,901	1,326	602	524	432	340	355	369	283	347

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(2)状態別発生状況

子ども(中学生以下)の傷者数は、自転車乗用中が86人(子どもの全傷者数の40.8%)で最も多く、次いで、四輪同乗中が82人(38.9%)、歩行中が40人(19.0%)となっています。

高校生の死傷者数は、自転車乗用中が94人(高校生全死傷者数の71.2%)で最も多く、次いで四輪同乗中が16人(12.1%)となっています。

第4-2-2表 子ども・若者の交通事故状態別死傷者数(令和6年)

単位(人)

状態別	校種	幼児・園児		小学生		中学生		高校生		合計		
		死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	
歩行	対面通行中				3		2				5	
	背面通行中											
	横断	横断歩道		1		12		2		6		21
		横断歩道付近				2						2
		歩道橋付近										
		その他		2		6				1		9
	路上遊戯中				1						1	
	路上作業中											
	路上停止中											
	その他		2		4				3		9	
	第3当事者以下				3						3	
小計		5		31		4		10		50		
自転車乗用中		1		36		49	1	93	1	179		
二輪車	運転中							8		8		
	同乗中							3		3		
四輪車	運転中							1		1		
	同乗中		29		34		19		16		98	
その他				3						3		
合計			35		104		72	1	131	1	342	

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(3)違反別発生状況

子ども(中学生以下)の傷者数についてみると、歩行中では、走行車両の直前直後横断による傷者数が6人で全体の15.0%を占め、そのうち小学生が5人となっています。

自転車乗用中では、横断転回禁止違反による傷者数が29人で全体の33.7%を占め、そのうち中学生が18人、小学生が11人となっています。

高校生の自転車事故についてみると、当事者の違反では安全運転義務違反が19人と多く、全体の19.6%を占めています。

第4-2-4表 違反別当事者数[高校生](令和6年)

単位(人・%)

違反		区分	第一当事者	第二当事者	計	前年対比	構成率	
四	輪	信号無視						
		優先通行妨害等						
		交差点安全進行義務違反				△	1	
		ハンドル・ブレーキ操作不適						
		前方不注意	1		1	1	33.3	
		その他	1		1		33.3	
		不明						
		違反なし		1	1	1	33.3	
		計		2	1	3	1	100.0
二	輪	信号無視						
		右側通行						
		最高速度違反						
		右左折違反						
		優先通行妨害等				△	2	
		交差点安全進行義務違反		3	3		30.0	
		徐行場所違反						
		指定場所一時不停止等	1		1		10.0	
		安全	ハンドル・ブレーキ操作不適	1		1		10.0
		運転	前方不注意	1		1		10.0
		義務	安全不確認	1		1		10.0
		違反	その他				△	5
		その他	2		2		20.0	
		不明						
違反なし		1	1	1	10.0			
計		6	4	10	△	6	100.0	
自	転	信号無視		1	1		1.0	
		右側通行		4	4		4.1	
		右折違反	1	1	2	2	2.1	
		優先通行妨害等	4		4	3	4.1	
		交差点安全進行義務違反		8	8	△	3	8.2
		徐行場所違反	1	8	9	5	9.3	
		指定場所一時不停止等	5		5	△	3	5.2
		自転車の通行方法違反		1	1	△	1	1.0
		安全運転義務違反		19	19	11	19.6	
		その他	4	33	37	△	6	38.1
		不明						
		違反なし		7	7	△	4	7.2
		計		15	82	97	4	100.0
歩	行	横断歩道外横断						
		飛び出し						
		その他		1	1	△	3	12.5
		不明						
違反なし		7	7	5	87.5			
計			8	8	2	100.0		

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(4)登下校(園)中の発生状況(四輪車乗車中を除く)

子ども(中学生以下)の登下校(園)中の傷者数は53人、また、高校生の登下校中の傷者数は83人で、子ども(中学生以下)及び高校生ともに登下校(園)中の死者はありませんでした。

状態別でみると、小学生の傷者数は21人で、全員が歩行中でした。一方、中学生の傷者数31人のうち28人(90.3%)が自転車乗用中、高校生の傷者数83人のうち76人(91.6%)が自転車乗用中でした。

第4-2-5表 登下校(園)中の交通事故発生状況(令和6年)

単位(人)

校種	歩 行 中				自 転 車 乗 用 中				二 輪 車 乗 用 中			
	死 者		傷 者		死 者		傷 者		死 者		傷 者	
	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
幼 児 ・ 園 児				1								
小 学 生			6	15								
中 学 生			2	1			17	11				
高 校 生				5			42	34				2

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

2. 水難・船舶事故

(1) 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

水難・船舶事故は、毎年夏場を中心に発生しています。

過去5年間の水難・船舶事故の発生は339件であり、このうち少年が関係するものは74件で全体の約22%を占めています。

少年が関係した態様で多いものは、水難では琵琶湖や河川での水遊びや水泳中、船舶事故ではSUPでの漂流や同乗する水上オートバイでの衝突になります。

第4-2-6表 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

項目	年 別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	事故種別	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶
事故発生数	発生件数(件)	19	53	22	34	14	48	19	64	14	52
	総数	72		56		62		83		66	
	少年の関件数(件)	4	7	8	7	4	6	5	16	3	14
	総数	11		15		10		21		17	
	少年の占める割合	15.3%		26.8%		16.1%		25.3%		25.8%	
死者・行方不明者	死者・行方不明者数(人)	12	2	13	1	10	0	12	3	8	4
	総数	14		14		10		15		12	
	少年の数(人)	1	0	4	0	2	0	3	0	1	0
	総数	1		4		2		3		1	
	少年の占める割合	7.1%		28.6%		20.0%		20.0%		8.3%	
負傷者	負傷者数(人)	3	29	3	20	2	26	1	27	0	20
	総数	32		23		28		28		20	
	少年の数(人)	1	0	1	2	0	3	1	6	0	5
	総数	1		3		3		7		5	
	少年の占める割合	3.1%		13.0%		10.7%		25.0%		25.0%	
無事救助者等	救助者数(人)	5	120	8	58	55	75	6	123	8	106
	総数	125		66		130		129		114	
	少年の数(人)	3	15	4	11	14	6	1	24	3	19
	総数	18		15		20		25		22	
	少年の占める割合	14.4%		22.7%		15.4%		19.4%		19.3%	
被災者合計	全被災者数(人)	20	151	24	79	67	101	19	153	16	130
	総数	171		103		168		172		146	
	少年被災者数(人)	5	15	9	13	16	9	5	30	4	24
	総数	20		22		25		35		28	
	少年の被災率(%)	25.0%	9.9%	37.5%	16.5%	23.9%	8.9%	26.3%	19.6%	25.0%	18.5%
	全少年被災率(%)	11.7%		21.4%		14.9%		20.3%		19.2%	

(資料)滋賀県警察本部地域課

(2) 令和6年中の水難・船舶事故の発生状況

令和6年中の水難・船舶事故は66件発生し、このうち少年が関係する水難が3件、船舶事故が14件発生しています。

第3節 犯罪や虐待による被害

1. 犯罪被害の状況

令和6年の刑法犯による被害少年の数は1,278人で、前年に比べて290人増加しました。

包括罪種別の被害では、窃盗犯による被害者数が843人と前年に比べて121人増加しており、凶悪犯による被害者数は31人で前年に比べて10人増加しました。

年齢別の被害では、13～19歳の被害者数が1,147人と被害少年全体の89.7%を占めています。

また、福祉犯による被害少年の数は107人でした。

※ 福祉犯とは、児童買春や児童ポルノ等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪のこと

第4-3-1表 刑法犯による被害少年の数(令和5年、6年)

単位(人)

	令和5年				令和6年				前年比
	被害少年総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	被害少年総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	
総数	988	9 (4)	103 (47)	876 (293)	1,278	13 (7)	118 (58)	1,147 (414)	290
凶悪犯	21	2 (1)		19 (17)	31	2 (1)	2 (2)	27 (23)	10
殺人					2	1		1	2
強盗	1			1	1			1	
放火	1	1							-1
不同意性交等	19	1 (1)		18 (17)	28	1 (1)	2 (2)	25 (23)	9
粗暴犯	115	5 (1)	27 (6)	83 (22)	181	6 (3)	36 (14)	139 (40)	66
暴行	54	1	16 (5)	37 (10)	90	2 (1)	24 (9)	64 (24)	36
傷害	50	4 (1)	11 (1)	35 (9)	72	4 (2)	11 (5)	57 (10)	22
脅迫	4			4 (3)	10		1	9 (4)	6
恐喝	7			7	9			9 (2)	2
窃盗犯	722		52 (20)	670 (198)	843		40 (11)	803 (225)	121
侵入盗	3			3 (1)	4			4 (1)	1
乗り物盗	585		40 (15)	545 (142)	690		30 (10)	660 (176)	105
非侵入盗	134		12 (5)	122 (55)	149		10 (1)	139 (48)	15
知能犯	12			12 (7)	29		3	26 (16)	17
風俗犯	57		17 (17)	40 (36)	134	3 (3)	28 (28)	103 (97)	77
うち) 不同意わいせつ	36		14 (14)	22 (20)	45	1 (1)	11 (11)	33 (28)	9
その他	61	2 (2)	7 (4)	52 (13)	60	2	9 (3)	49 (13)	-1

(資料)滋賀県警察本部少年課

第4-3-2表 福祉を害された少年の数(令和6年)

違反法令	被害者		年齢に達しない者		小学生		中学生		高校生		大学生等		有職少年		無職少年		男女・学職不明
	被害者総数		年齢に達しない者		小学生		中学生		高校生		大学生等		有職少年		無職少年		
	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	
総数	107	93	1	1	14	14	26	24	44	44	4	4	4	3	4	3	10
風営適正化法	5	3							2	2			1		2	1	
飲食店営業の接客業務	1														1		
飲食店営業の酒類提供	4	3							2	2			1		1	1	
児童福祉法	2	2							1	1					1	1	
淫行させる行為	2	2							1	1					1	1	
児童買春・児童ポルノ禁止法	13	13			4	4	3	3	6	6							
児童買春	1	1					1	1									
特定少数に対する提供	1	1							1	1							
姿態をとらせる方法による製造	10	10			4	4	2	2	4	4							
盗撮製造	1	1							1	1							
労働基準法																	
年少者に関する深夜業																	
覚醒剤取締法																	
譲渡																	
使用																	
大麻取締法																	
大麻取扱者以外の譲渡																	
青少年健全育成条例	8	7					2	1	6	6							
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	1						1										
面会要求等	2	2			1	1	1	1									
性的姿態撮影等処罰法	76	66	1	1	9	9	19	19	29	29	4	4	3	3	1	1	10
その他																	

(備考)被害少年数は実数。被害者総数のうち女の数とは判明しているもののみで、男女不明の者10人を含まない。

(資料)滋賀県警察本部少年課

2. 児童虐待の状況

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合には、命を奪います。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

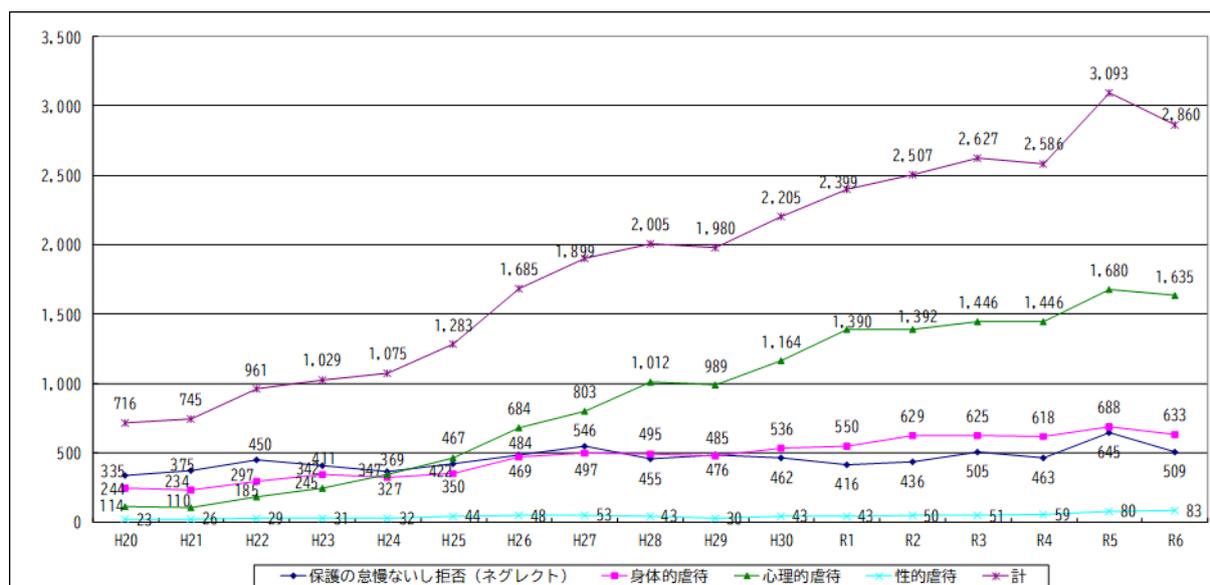
本県の児童虐待相談対応件数は年々増えつづけ、令和6年度は8,566件で、前年度比で2件減少となっています。また、国における児童虐待防止対策総合強化プランの策定や、児童福祉法等の改正により、児童相談所や市町の体制強化および専門性強化がより一層求められています。

このような中、県では、市町、関係機関、県民との連携のもと、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の再構築、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

《県内の児童虐待相談対応件数》

市町8,556件 + 子ども家庭相談センター2,860件 - 2,850件(連携分) = 8,566件

第4-3-3図 子ども家庭相談センターにおける虐待相談対応件数の推移



(資料)滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

児童虐待にかかる事件検挙状況については、下表のとおりで、令和6年中は35件であり、前年に比べ10件増加しました。

第4-3-4表 児童虐待による事件検挙状況(令和5年、6年)

区 分	単位 (件)		
	令和5年	令和6年	増減
身体的虐待	20	27	7
怠慢又は拒否		1	1
性的虐待	5	5	
心理的虐待		2	2
合 計	25	35	10

(資料)滋賀県警察本部少年課

3. 子ども110番の家設置状況

「子ども110番の家」とは、子どもが「声かけ、痴漢、つきまといなどの被害に遭った」、または、「遭いそうになった」と助けを求めてきたときに、その子どもを安全に保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

各地域では、一般家庭をはじめとする多くの県民、事業者の皆さんの御協力により、「子ども110番の家(店・車)」の設置促進と活動充実が図られています。

子ども110番の家(店・車)設置状況(令和7年3月末現在)

◎「子ども110番の家(店)」として把握している一般住宅、店舗等…………… 16,903 箇所

◎「子ども110番の車」として把握をしている四輪車、二輪車等 …… 1,126 台